

勤労市民ニュース

平成 21 年 3 月 2 日 NO.86
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

最低賃金が改定されました

「必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も」

神奈川県最低賃金が下表のとおり改正されました。

◆ **神奈川県最低賃金** 766 円（時間額）（効力発生日：平成 20 年 10 月 25 日）

◆ **特定（産業別）最低賃金**（効力発生日：平成 20 年 12 月 20 日）

最低賃金の件名	最低賃金(時間額)
塗料製造業	853 円
鉄鋼業	840 円
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	808 円
*ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	834 円
*電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	824 円
輸送用機械器具製造業	828 円
自動車小売業	824 円

*日本標準産業分類が改定され平成 20 年 4 月から施行されたことに伴い、最低賃金件名が変更になっています。

最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金には県内すべての労働者に適用される**神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)**と県内の特定の産業の労働者に適用される**特定(産業別)最低賃金**とがあります。

神奈川県内では塗料製造業ほか 6 産業について特定(産業別)最低賃金が設定されており、当該産業に該当する事業場で働く労働者にはそれぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

ただし、特定(産業別)最低賃金には、年齢や従事する業務等による適用除外が定められており、この場合は神奈川県最低賃金が適用されることとなります。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

● 神奈川県労働局賃金課

横浜市中区北仲通 5 - 57 横浜第 2 合同庁舎 8 階 045 - 211 - 7354

神奈川県労働局のホームページアドレス <http://www.kana-rou.go.jp>

● 藤沢労働基準監督署

藤沢市朝日町 5 - 12 藤沢労働総合庁舎 3 階 0466 - 23 - 6753



街頭労働相談会

職場で困っていることはありませんか？ 解雇、賃金不払い、セクハラ、年金などの相談に無料でおこたえします。労働関係の資料も無料配布します。

鎌倉市・横須賀三浦地域県政総合センター・社会保険労務士会藤沢支部の共催です。

日時：平成 21 年 3 月 24 日(火) 午後 1 時～7 時

場所：大船ルミネウイング 3F 正面入口横

相談員：社会保険労務士・県職員

どうぞお気軽に
お立ち寄りください



平成 20 年度鎌倉市技能者表彰

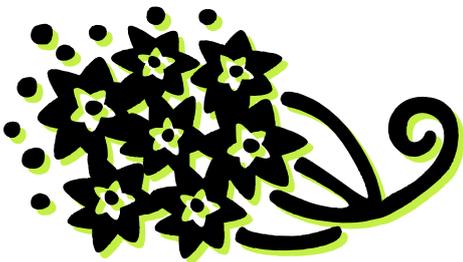
市では、毎年 11 月 23 日（勤労感謝の日）に、技能の練磨や後進の指導育成など、市民生活の向上に功績のあった技能者の方々を表彰しています。

今年度は、**技能功労者** 16 職種 - 28 名

優秀技能者 8 職種 - 12 名

青年優秀技能者 4 職種 - 5 名

合計 45 名の方が受賞されました。



石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆さまへ

「石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)」の改正(平成 20 年 12 月 1 日施行)により、特別遺族給付金の請求期限が、平成 24 年 3 月 27 日までに延長されました。

特別遺族給付金の支給対象は、平成 18 年 3 月 26 日までに亡くなった労働者のご遺族の方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5 年)によって消滅した場合に限られます。

【問い合わせ】神奈川労働局 労働基準部労災補償課 045 - 211 - 7355

藤沢労働基準監督署 0466 - 23 - 6753

< 新型インフルエンザの発生が心配されています >

新型インフルエンザはまだ発生していませんが、発生したときは、正確な情報にしたがって、冷静に行動することが大切です。日ごろから、国・県・市町村などが提供する情報に注意しましょう。

新型インフルエンザが発生した時には、各保健福祉事務所に「**発熱相談センター**」が設置されます。感染が心配な場合は、必ず発熱相談センターに電話で相談し、その指示に従って指定された医療機関で受診しましょう。

【問い合わせ】鎌倉保健福祉事務所 〒248 - 0014 鎌倉市由比ガ浜 2 - 16 - 13

0467 - 24 - 3900 FAX 0467 - 24 - 4379



裁判員制度について

裁判員制度は、国民が刑事手続きのうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決める制度です。原則として裁判員 6 人と裁判官 3 人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続きや弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告することになります。

平成 21 年 5 月 21 日スタートの裁判員制度について、最高裁判所のホームページから、一部ご紹介します。

< 裁判員制度 Q & A >

Q1	裁判員になって仕事を休んだために、会社を辞めさせられないかと心配です。
A1	裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で定められています。(労働基準法 7 条)。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律が禁止しています(裁判員法 100 条)。
Q2	裁判員又は裁判員候補者として裁判所に行くために会社を休む場合、有給休暇扱いにしてもらえるでしょうか。
A2	裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています(労働基準法 7 条)が、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務付けられておりませんので、各企業の判断に委ねられることとなります。企業等にお勤めの方に裁判員として裁判に参加していただくことが重要であると考えられますので、裁判所としては、法務省・検察庁、弁護士会とも連携し、各種経済団体、企業等に対し、休暇制度の導入の検討をお願いしているところです。
Q3	仕事を休むと裁判員であることが分かってしまうのではないのでしょうか。
A3	休暇を取得するために裁判員になったことを上司等に話すことは差し支えありません。なお、あなたが裁判員になったことを、上司等が公にすることは法律で禁止されています。

【問い合わせ】

- ☎ 最高裁判所
〒102 - 8651 東京都千代田区隼町 4 - 2
TEL 03 - 3264 - 8111
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>
- ☎ 法 務 省
〒100 - 8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1
TEL 03 - 3580 - 4111
<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/>
- ☎ 日本弁護士連合会
〒100 - 0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3
TEL 03 - 3580 - 9841
http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/
- ☎ 法テラス・コールセンター 0570 - 078374
おなやみなし

各種問い合わせ窓口のご案内

平成 21 年 3 月現在

名 称	開 所	所在地	連絡先	備 考
かながわ若者就職支援センター	月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 *日・祝日・年末年始を除く	〒220-0004 横浜市西区北幸 1 11 15 横浜 ST ビル 5 階	TEL 045-410-3357 FAX 045-312-4306	若者の就職窓口案内
湘南パートバンク	月～金 8:30～17:00 ()	〒252-0804 藤沢市湘南台 1 4 2 ピノスビル 6 階	TEL 0466-42-1616 FAX 0466-42-1621	パートタイムの雇用に関する 総合的な職業紹介サービス
神奈川人材銀行	月～金 8:30～17:00 ()	〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 17 階	TEL 045-290-5500 FAX 045-290-5588	40 歳以上で管理・技術・専門職 を希望する方や、人材を求める 企業に限定した相談・あっせん
かながわ人材育成支援センター	月～金 8:30～17:15 ()	〒251-0022 藤沢市鵜沼石上 2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎 2 階	TEL 0466-26-2111 (代) FAX 0466-26-1877	キャリア形成のサポート
藤沢労働基準監督署	月～金 8:30～17:00 ()	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	TEL 0466-23-6753 FAX 0466-23-4288	労働相談窓口
横須賀三浦地域県政総合センター労働課	月～金 8:30～17:15 ()()	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19 県横須賀合同庁舎 4 階	TEL 046-823-0210 (代)	労働相談の案内と労働関係資料
横浜労働センター	月～金 8:30～17:15 ()()	〒231-8583 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 2 階	TEL 045-633-6110 (代) FAX 045-633-5401	労働相談の案内と労働関係資料
ハローワーク藤沢	月～金 8:30～17:15 ()	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1,2 階	TEL 0466-23-8609 FAX 0466-25-4714	雇用関連情報

() 土・日、祝日・年末年始を除く

() 日曜労働相談等の実施については問い合わせを。